

芦 監 報 第 2 0 号

令和3年3月31日

芦屋市監査委員

阿 部 清 司

同

ひろせ 久美子

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

第1 監査の種類

定期監査（事務監査）

第2 監査の対象

都市建設部各所管課（建設総務課，道路・公園課，道路課，公園緑地課，街路樹課，防災安全課）が令和元年度に実施した歳入に係る予算執行事務

第3 監査の期間

令和2年12月21日から令和3年3月23日まで

第4 監査の実施内容

関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い，監査対象事務が関係法令，本市規則及び本市内規等を遵守し，合理的かつ効率的に行われたかを確認した。

第5 監査結果及び意見等

都市建設部各所管課における令和元年度の歳入執行事務について定期監査を行った結果，概ね適正な事務処理がなされているものと認められたが，一部に改善を要すると思われる点が見受けられたので，以下に記述する指摘事項を踏まえて，十分に検討を行い，適切な措置を講じるよう努められたい。

[建設総務課]

1 組織及び事務事業（令和2年3月31日現在）

建設総務課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職2名及び再任用職員（主任）1名の合計5名が配属され、さらに嘱託職員（交通指導員）2名及び臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、建設行政に係る事務の総括、交通安全計画、交通安全啓発、駐輪場、社会資本整備総合交付金、土木積算システムの運用及び管理、住居表示、事業施行に伴うものを除く町区域並びに町名の設定及び変更、土地区画整理事業に伴う清算金の徴収及び交付、駐車場、芦屋市都市計画事業特別融資制度、生活安全推進連絡会、まちづくり防犯グループ、子ども見守り巡回パトロール、生活安全関係機関及び防犯関係機関との連携及び調整、その他生活安全の推進、部の施策等に係る企画、調整及び進行管理、部の予算及び決算、部内の他の所管に属さないことに関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

令和2年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不能欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
分担金及び負担金	212,000	3,274,655	240,000	0	3,034,655	7.33
使用料及び手数料	2,197,000	2,896,500	2,896,500	0	0	100.00
財産収入	2,953,000	2,540,409	2,540,409	0	0	100.00
諸収入	21,274,000	22,058,729	22,058,729	0	0	100.00
計	26,636,000	30,770,293	27,735,638	0	3,034,655	90.14

[特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不能欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
使用料及び手数料	49,000,000	57,634,707	57,634,707	0	0	100.00
繰入金	199,000	0	0	0	0	—
繰越金	1,000	7,060,046	7,060,046	0	0	100.00
計	49,200,000	64,694,753	64,694,753	0	0	100.00

3 指摘事項

- (1) J R 芦屋駅北駐車場使用料について、納付書集計日に合わせて事後調定としているが、財務会計規則第 25 条で「歳入を収納する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、報告書を受理した日で事前調定するよう改められたい。
- (2) J R 芦屋駅北駐車場使用料は、収納事務受託者が徴収及び収納事務を行っているが、財務会計規則第 48 条第 3 項の規定によると、原則として「即日又は翌営業日中」に公金機関に払い込まなければならないとされている。現取扱いでは、受託者は最大 1 か月間にわたって使用料を保管することになり、事故の原因となりかねない。駐車料金の回収の実態に合わせて契約内容（市長が特に定める日等）の変更を検討されたい。

[道路・公園課，道路課，公園緑地課]

1 組織及び事務事業（令和2年3月31日現在）

令和元年10月1日から，道路課及び公園緑地課は道路・公園課に組織改正された。

道路・公園課の組織は，課長1名，主幹1名，係長3名，主査2名，一般技術職10名，事務補助職1名及び再任用職員（主任）4名の合計22名が配属され，さらに臨時的任用職員（事務補助3名，技術補助1名，道路パトロール員2名）6名が配置されている。

事務事業としては，道路及び公園等の管理（道路清掃に関することを除く。）及び占用，狹隘道路工事，法定外公共物（里道・道路），公共基準点の管理，地籍調査事務，放置自転車，総合公園，サマーカーニバル，道路及び公園等の維持修繕，芦屋駅前広場の維持管理，道路，橋梁及び公園等の新設，改良及び改修工事，道路施設の災害応急対策及び復旧，交通安全対策，交通安全施設整備，電線類地中化に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

令和2年5月31日現在の予算執行状況は，次のとおりである。

[一般会計：道路・公園課]（令和元年10月1日～令和2年5月31日）（単位：円，%）

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
使用料及び手数料	0	105,842,569	105,842,569	0	0	100.00
国庫支出金	13,200,000	149,444,000	149,444,000	0	0	100.00
県支出金	0	50,870,888	50,870,888	0	0	100.00
財産収入	0	329,528	329,528	0	0	100.00
寄附金	9,995,000	7,485,000	7,485,000	0	0	100.00
諸収入	0	1,677,505	1,677,505	0	0	100.00
計	23,195,000	315,649,490	315,649,490	0	0	100.00

[一般会計：道路課]（平成31年4月1日～令和元年9月30日）（単位：円，%）

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
使用料及び手数料	193,284,000	109,296,180	109,294,180	0	2,000	100.00
国庫支出金	173,741,200	0	0	0	0	—
県支出金	8,886,000	0	0	0	0	—
財産収入	12,243,000	11,913,408	11,913,408	0	0	100.00
寄附金	0	2,590,000	2,590,000	0	0	100.00
諸収入	4,473,000	1,476,395	1,476,395	0	0	100.00
計	392,627,200	125,275,983	125,273,983	0	0	100.00

[一般会計：公園緑地課] (平成31年4月1日～令和元年9月30日) (単位：円, %)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
使用料及び手数料	30,431,000	9,645,058	9,645,058	9,645,058	0	100.00
国庫支出金	13,000,000	0	0	0	0	—
県支出金	11,093,000	0	0	0	0	—
財産収入	29,000	13,298	13,298	13,298	0	100.00
寄附金	0	1,230,000	1,230,000	1,230,000	0	100.00
繰入金	28,616,000	0	0	0	0	—
諸収入	225,000	610	610	610	0	100.00
計	83,394,000	10,888,966	10,888,966	10,888,966	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 地籍調査事業補助金及び社会資本整備総合交付金について、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知の收受日でその都度調定を行うよう改められたい。
- (2) JR芦屋駅前広場使用料について、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、使用を許可した日に1年分の使用料全額を調定するよう改められたい。
- (3) 移送保管自転車等売却代金について、売却契約を行った月の月末で調定を行っているが、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、契約日で調定を行うよう改められたい。
- (4) 道路占用料等について、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、歳入を収入する原因が生じた日付でその都度調定するよう改められたい。

[街路樹課] (令和元年10月1日から)

1 組織及び事務事業 (令和2年3月31日現在)

街路樹課の組織は、課長1名、係長1名、一般技術職1名の合計3名が配属され、さらに臨時的任用職員(事務補助)2名が配置されている。

事務事業としては、街路樹及び公園樹の管理、緑化推進、街路樹更新計画、道路清掃、公益灯、芦屋庭園都市宣言に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況 (歳入)

令和2年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不能欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
県支出金	0	2,000	2,000	0	0	100.00
財産収入	0	13,899	13,899	0	0	100.00
寄附金	2,250,000	1,590,000	1,590,000	0	0	100.00
繰入金	0	11,755,000	11,755,000	0	0	100.00
諸収入	0	285,000	285,000	0	0	100.00
計	2,250,000	13,645,899	13,645,899	0	0	100.00

3 指摘事項

オープンガーデン2020パンフレット広報掲載料について、入金日に調定を行っているが、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うこと定められているので、掲載業者が決定した日で調定するよう改められたい。

[防災安全課]

1 組織及び事務事業（令和2年3月31日現在）

防災安全課の組織は、課長1名、主幹1名、係長3名、一般事務職3名及び再任用職員（主任）2名の合計10名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、防災会議、地域防災計画及び水防計画、防災関係機関との連携及び調整、防災拠点及び防災設備の整備及び維持管理、治水、治山及び砂防の調整、その他防災、減災及び災害対策、国民保護、防災総合訓練、自主防災会、地域防災力の向上に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

令和2年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	不能欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B/A
分担金及び負担金	0	45,831	45,831	0	0	100.00
国庫支出金	2,855,000	0	0	0	0	—
県支出金	2,813,000	292,000	292,000	0	0	100.00
諸収入	300,000	382,496	382,496	0	0	100.00
計	5,968,000	720,327	720,327	0	0	100.00

3 指摘事項

マイ避難カード作成支援モデル事業補助金について、決定通知書を収受したのち、日にちが経過してから、実際に処理をした日で調定を行っているが、財務会計規則第25条により、「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、決定通知書の収受日で調定を行うよう改められたい。

む す び

今年度の事務監査においては、都市建設部各所管課における令和元年度の歳入執行事務について監査を行った。今回の事務監査における各課の指摘事項は既に記したとおりであるが、過去の監査結果報告書で指摘している事項と同様の指摘が幾つか見受けられた。この監査結果報告書は、監査対象部課のみの指摘に留まるものでなく、全庁を視野に置いて取り組みを求めるものであるため、前記で述べた指摘事項とは別に過去に指摘してきた以下の事項について再度周知を行うとともに、今一度適正な事務処理がなされているかについて確認・点検及び改善を行うよう述べておく。

調定について言うと、芦屋市財務会計規則第25条により調定は歳入を収入する原因が生じたときに調定伝票により調定するものとされている。過去の監査結果報告書において、交付決定等の通知文書の收受日によらず当該歳入の収入日で調定されているものや、使用許可された後に分割納付される収納金についてその都度調定されているものなどが指摘されてきた。いずれも「歳入を収入する原因が生じたとき」を考えた場合、原則、前者は芦屋市文書取扱規程第23条の規定により收受登録が行われた日となり、後者は使用許可された日に使用許可期間中の合計額が確定されるものであるため、当該許可日をもって調定日とすべきである。なお、実際に伝票を処理した日と調定日が異なることは当然であることは留意されたい。

また、規則を遵守することは当然のことであるが、調定日が実態に合わず不合理と感ずる場合は、会計課との相談、あるいは契約の見直し等を検討されたい。

次に、通常歳入の調定は当該歳入が収入される事前に行われるものであるが、それら事前調定の例外的取扱いとして事後調定がある。事後調定については、芦屋市財務会計規則第26条の各号に定められている歳入、つまり、申告納付された税、市税等の延滞金、会計管理者・出納員及び現金取扱員が行う窓口収納の歳入、その他性質上納付前に調定できない歳入に限られているが、上記歳入に該当しないものを事後調定されているものがあつたため留意されたい。

なお、上記に記載した事項以外の指摘については、本市ホームページ「監査等の結果と措置の状況」に過去の監査結果報告書を掲載しているため、そちらを参照されたい。

最後に、監査結果報告書で指摘した事項について、単なる注意不足から生じたものなのか、あるいは、前任者実務を踏襲し法令等を精査することなく実施したことにより生じたものなのか、その発生の態様又は原因により、検討すべき今後の対応も異なるため、指摘事項を単なる事務改善に留めることなく、誤った事務処理が行われた原因についても考査し、監査対象部課のみならず全庁的な取り組みの中で、行政事務の体制の改善が図られるよう要望するものである。

以 上